

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月12日	
東京都知事 殿	提出者 住 所 東京都港区芝浦三丁目 9 番 1 号 氏 名 戸田建設株式会東京支店 常務執行役員支店長 菅原 千 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3535-1519
秋	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。
事業場の名称	都内各所（八王子市を除く）
事業場の所在地	都内各現場（八王子市を除く）
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	46,967百万円 （令和5年度完成工事高）
③従業員数	549名 （令和6年3月31日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油→中間処理業者へ委託（焼却、油水分離）→再生利用、埋立 廃酸・廃アルカリ→中間処理業者へ委託（中和）→再生利用 廃石綿→管理型最終処分場へ（埋立） 汚泥→中間処理業者へ委託（焼却）→再生利用

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙に記載

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	0.48 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・実績の多い処理業者から選定する。 ・再生利用が可能な廃棄物は再生利用業者へ処理を委託する。 ・委託先処理施設への現地確認。 ・解体・改修工事で発生する石綿含有建材の除去作業時の分別を徹底。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	1.00 t	1.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・廃石綿は継続して分別除去、保管、搬出していく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・解体工事で発生する廃石綿等の特別管理産業廃棄物は内容物ごとに混在をさけて施錠できる決められた保管場所に保管し、適宜搬出するようにしている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃石綿は継続して分別保管、搬出していく。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
排 出 量	0.00 t	546.30 t	0.01 t	3.20 t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
排 出 量	1.00 t	491.67 t	1.00 t	2.88 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
排 出 量	2.08 t	1.75 t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
排 出 量	1.87 t	1.58 t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和 5 年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面)－2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第3面)－3

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	0.48 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.48 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.45 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	・東京都の優良業者認定制度の認定業者（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル）に委託している。 ・電子マニフェスト使用可能協力会社に処理委託し、100%電子マニフェストを使用している。 ・委託先処理施設への現地確認。		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
全処理委託量	0.00 t	546.30 t	0.01 t	3.20 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	526.20 t	0.01 t	3.20 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	- t	0.01 t	3.20 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面)－3

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
全処理委託量	2.08 t	1.75 t	－ t	－ t
優良認定処理業者への処理委託量	2.08 t	1.75 t	－ t	－ t
再生利用業者への処理委託量	2.08 t	1.75 t	－ t	－ t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)－4

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	－	t	－	t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－	t	－	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	－	t	－	t
優良認定処理業者への処理委託量	－	t	－	t
再生利用業者への処理委託量	－	t	－	t
認定熱回収業者への処理委託量	－	t	－	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－	t	－	t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	1.00 t	1.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1.00 t	1.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.00 t	1.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者または実績のある処理業者から選定する。 ・再生利用が可能な廃棄物は再生利用業者へ処理を委託する。 ・委託先処理施設へは定期的に現地確認を実施する。 ・今後も電子マニフェスト使用可能協力会社に処理委託し、電子マニフェスト使用100%を継続する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	553.81 t	
	(今後実施する予定の取組) ・今後も電子マニフェスト使用可能協力会社に処理委託し、電子マニフェスト使用100%を継続する。		
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
全 処 理 委 託 量	1.00 t	491.67 t	1.00 t	2.88 t
優良認定処理業者 への処理委託量	1.00 t	473.58 t	1.00 t	2.88 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.00 t	- t	1.00 t	2.88 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）		
全 処 理 委 託 量	1.87 t	1.58 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	1.87 t	1.58 t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.87 t	1.58 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	全 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添 管理体制図

統括責任者		所属:東京支店 職・氏名 常務執行役員支店長
廃棄物担当		組織名:環境・品質管理部 組織人数:7人
役割	支店環境 管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制, 再生利用, 中間処理, 適正処理の推進, 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－支店長 ・委員－関連部署長 ・事務局－建築環境・品質管理部環境管理課
	廃棄物処理 統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事業の決定、承認
	廃棄物管理 担当課長 (又は作業所長)	○廃棄物処理計画の作成(作業所長) ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者, 再生利用業者の調査, 選定及び管理 ○委託契約の締結(作業所長) ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ○監督官庁への各種報告(作業所長) ○社員, 関連会社に対する教育・啓発 ○その他作業所で発生する廃棄物に関係する事項

廃棄物管理組織図

